

# ○法政大学教育学術情報ネットワーク利用規程

規定第591号

(趣旨)

**第1条** この規程はネットワーク委員会規程第7条に基づいて、法政大学教育学術情報ネットワーク（以下「全学LAN」という。）の利用について必要事項を定める。

(目的)

**第2条** 全学LANは、本学における教育・研究に関する活動を促進し、その発展に寄与することを目的として利用されなければならない。

(利用の資格)

**第3条** 全学LANを利用できる者は次のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員。
- (2) その他総合情報センター所長が認めた者。

(利用の申請)

**第4条** 利用者が全学LANを利用する場合は、あらかじめ所定の利用申請書を総合情報センター所長に提出し、その承認を得なければならない。

(遵守事項)

**第5条** 全学LANの利用者は、その利用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法政大学学則
- (2) 日本国憲法の諸原理と国際条約及び日本国の各法令の規程
- (3) 公序良俗を尊重し、法政大学における教育・研究活動にふさわしい品位を保つこと。
- (4) 表現に密接に係わる以下の諸権利を尊重しこれをみだりに侵害しないこと。
  - a 著作権、特許及び商標等の知的財産権
  - b 名誉、信用及び肖像権
  - c プライバシーに関する権利などの人格権

(費用の負担)

**第6条** 本学学生が全学LANを利用するために必要とする経費は別途定める。

(利用資格の取り消し等)

**第7条** 総合情報センター所長は、全学LANの利用者が次のいずれかに該当するときは、利用資格の取り消し又は利用の停止をすることができる。

- (1) 第5条の規定に違反したと認められる場合
- (2) 申請書に虚偽の記載があった場合

(利用の責任)

**第8条** 全学LAN利用に際して、個人として発信した文書及び作成した制作物は、利用者において管理し責任を負うものとする。

2 全学LANの障害によるデータ破損、サービスの提供の遅延若しくは中断等によって、利用者に生じた損害について、本学は責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は、総合情報センター運営委員会の議を経なければならない。

付 則

1 この規程は、1998年4月1日から施行する。

(追28)